

議案第27号

鯖江市保健センター設置および管理に関する条例の一部改正について

鯖江市保健センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝久

提案理由

施設名称を変更し、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

鯖江市保健センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市保健センター設置および管理に関する条例（昭和57年鯖江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鯖江市高年大学校設置および管理に関する条例

第1条中「鯖江市保健センター（以下「保健センター）」を「鯖江市高年大学校（以下「高年大学校）」に改める。

第2条中「保健センターの」を「高年大学校の」に、「鯖江市保健センター」を「鯖江市高年大学校」に改める。

第3条中「保健センター」を「高年大学校」に、「市長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「保健センターに所長およびその他」を「高年大学校に」に改める。

第7条中「市長」を「教育委員会」に改める。

別表1基本使用料中「至 17：00」を「至 17：15」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（公共施設の使用料改定に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 公共施設の使用料改定に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年鯖江市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「鯖江市保健センター」を「鯖江市高年大学校」に改める。